

手をつなぐ

社会福祉法人 鹿児島市手をつなぐ育成会

No.27 8月号
2023

題字 わくわくコスモス 松尾彩里様



ごあいさつ / TOPICS : ふれあいコンサート
事業所紹介 : とまと・のぞみ学園 / きぼう学舎
新規採用スタッフ紹介 / 会報

特集 : 南部特別支援学校

フレッシュキッズ

TOPICS : グループホーム陽々



ごあいさつ

鹿児島市手をつなぐ育成会

理事長 **三反園 輝男**

会員の皆様には、日頃より鹿児島市手をつなぐ育成会の運営にご理解ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、令和4年度の運営にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の影響で各種行事等に制限があり、会員の皆様に参加のご案内が出来ず、会員同士のコミュニケーションを図る機会が少なく寂しい一年となりました。

一方、施設運営にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の発生等はありませんでしたが、どうか黒字経営とすることができました。このことは、会員の皆様のご利用や職員の皆さんの協力の賜物と感謝申し上げます。特に、会員の皆様からの要望が多かったグループホームの増設につきましては、グループホーム陽々を令和5年4月に定員20名でオープンでき、うれしい限りであります。グループホームについては、私どもの鹿児島市手をつなぐ育成会を初め、市内89事業所において取り組んで頂いております。しかしながら、まだまだ会員の皆様のご希望を叶えられていない状況にありますので、今後、グループホーム増に向けて取り組んでいく必要があります。



そのためにも、鹿児島市障がい者施策推進協議会の中で意見を反映してまいります。

また、近年会員の皆様のご要望は多岐に渡り、多くのご意見をいただいております。これからも、会員の声に寄り添う鹿児島市手をつなぐ育成会を目指していかねばなりません。そのためにも、地域社会において多様な人々との交流や様々な活動を体験できる場を提供する必要があると考えます。

そのためにも鹿児島市手をつなぐ育成会の存在意義があるのではないのでしょうか。会員皆さんの更なるご協力をお願いします。



理事長プロフィール

三反園 輝男 (さんたんぞのてるお)
趣味・特技：ゴルフ
休日の過ごし方：メダカの繁殖



T O P I C S

ふれあいコンサート を開催いたしました！

令和5年3月21日かごしま県民交流センターにてふれあいコンサートを開催いたしました。このコンサートは、研修事業の一環でマリimba、ピアノ、サクソフォンによる演奏と、講師の方に音楽家専門心理カウンセラーとして、コミュニケーションについてのお話をいただきました。楽器演奏や楽器紹介、マリimba体験や参加者も一緒に手を叩いて楽しめるコーナー等、小さな子どもから大人まで楽しめるような内容を組み込んでいただき、とても充実したコンサートになりました。また、コミュニケーションについてのお話も普段の生活に生かせる内容でも参考になりました。当日までご協力いただいた関係者の皆様、本当にありがとうございました。



育成会事務局

問い合わせ先：099-245-4789

担当スタッフプロフィール

塩入 晴香

趣味・特技：楽器演奏、硬式テニス
休日の過ごし方：ショッピング、硬式テニス

障害福祉サービス事業 とまと

「明るく・楽しく・根気よく」

とまとでは、「明るく・楽しく・根気よく」をキャッチフレーズに、利用者の皆さん・職員は楽しく過ごしています。

とまとは、星ヶ峯にある知的障害者福祉センター（ふれあい館）内に入っている生活介護事業所です。活動は、作業（チラシ入れ）・調理・園外活動・ふれあい館講座等を行っています。とまとに興味をもたれた際は、ぜひお立ち寄りください。利用者の皆さんが暖かくお迎えいたします。



園外活動



プール活動



制作活動



作業



調理活動

障害福祉サービス事業 とまと

問い合わせ先：099-275-7577

担当：有村 裕也（サービス管理責任者）

就労継続支援B型事業のぞみ学園

「明るく・仲良く・根気よく」

のぞみ学園では、「明るく・仲良く・根気よく」をキャッチフレーズに、日々の活動に取り組んでいます。

のぞみ学園は、真砂本町の心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）内に入っている就労継続支援B型事業所です。箸入れや風呂敷折り、天ぷら紙折りなどの作業の他に、公園清掃やゆうあい館とふれあい館の清掃を頑張っており、毎月の工賃支給日を楽しみにしています。自治会活動では、年3部を目標に「のぞみ新聞」を発行しています。「目標や頑張ったこと」「楽しみにしていること」など、題材選びから原稿書きに至るまで、みんなで力を合わせて作っています。また、月に1回の音楽活動では、季節の歌を歌ったり、手話コーラスの練習をしたりしています。手話コーラスを覚えることは難しいですが、「ゆうあい館交流フェスタ」などで披露することを楽しみに頑張っています。



ふれあい館清掃



自治会活動



音楽活動



箸入れ作業

就労継続支援B型事業のぞみ学園

問い合わせ先：099-257-4788

担当：大濱 真由美（職業指導員）

きぼう学舎（放課後等デイサービス）

「あんしん・えがお・やりがい・きぼう」

きぼう学舎は、鹿児島市南部地区にある、放課後等デイサービス事業所です。

毎日、小学生から高校生までの利用者様が御利用されていて、自由時には学校からの宿題をしたり、職員や仲の良い利用者様同士で遊んだりしています。他にも様々な活動の時間があり、体の動かし方や人とのかかわり方、ルールなどについて知る機会を提供しています。

きぼう学舎には、「あんしん・えがお・やりがい・きぼう」というモットーがあります。利用者様に「安心」して過ごしていただける場所になること。思わず「笑顔」になるような楽しい活動や時間を提供すること。頑張った先には「やりがい」=達成感があること。そして、生きるって楽しいと思える「希望」をもてることです。できることを増やす、苦手を少なくするだけでなく、自己肯定感が育まれるような活動やかかわりを、これからもずっと大事にしていまいます。



きぼう学舎

問い合わせ先：099-298-5474

担当スタッフプロフィール

藤掛 考保（児童発達支援管理責任者）

趣味・特技：読書（漫画）

休日の過ごし方：家族でキャンプ

きぼう学舎（児童発達支援）

児童発達支援事業所「きぼう学舎」は、2歳～6歳までの未就学児を対象として療育を行っています。主に午前中は2～3歳、午後は4～6歳の小集団療育に取り組み、「あそび」を通して、成長・発達を支援しています。

活動内容は、運動あそび、感覚あそび、社会性を育むあそび、園外活動、製作活動、クッキングなど、様々な遊びを通して五感に働きかけ、お子様の成長・発達のお手伝いをしています。

未就学期は、人間形成の基礎となる重要な時期です。そこで、安心安全な環境のもと、大人との関わりの中で、受容と共感の応答的な係わりの中で人との信頼関係を築けるように、保護者や幼・保育園と連携し、よりよい支援に努めています。



きぼう学舎

問い合わせ先：099-298-5474

担当スタッフプロフィール

川畑 由紀子（児童発達支援管理責任者）

趣味・特技：読書

休日の過ごし方：映画鑑賞

新規採用スタッフ紹介

今年の鹿児島市手をつなぐ育成会の新規採用のスタッフに色々質問を聞いてみました！



育成センターコスモス・第二コスモス
施設長 前園 孝哉

Q1. 趣味や特技を教えてください。

趣味というほどのものはありません。特技ではないですが、モノづくりや調理、絵描きなど創作活動やサッカー、野球、軟式テニスなどの球技が好きです。

Q2. 休日は何をして過ごしていらっしゃいますか？

家の周りや内外のことや料理やスポーツのテレビを見ることが多いです。

Q3. 夢や目標、目指す職員像を教えてください。

育成センターコスモスと、第二コスモスの施設長になりましたが、まだ、育成会のことなど十分に理解できていないと思いますので、色々な方々と関わりながら深めていきたいと考えています。目標は皆さんと健康第一、安全第一で過ごすことです。



仁田尾の郷
生活支援員 早川 和

Q1. 趣味や特技を教えてください。

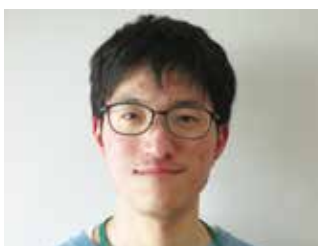
趣味は、音楽鑑賞です。挫折や困難な壁にぶつかっても音楽を聴くことで気持ちを切り替えることができるからです。

Q2. 休日は何をして過ごしていらっしゃいますか？

インドア派なので外出はせず、家で映画音楽鑑賞をしていることが多いです。

Q3. 夢や目標、目指す職員像を教えてください。

目標は保育士の資格取得です。私は、福祉に対して興味があり、今年介護福祉士を取得しました。保育士の資格を取得することで、さらに視野を広げることできるのではないかと感じ、資格取得に向け勉強中です。4月から採用していただき、仕事を覚えるので精一杯ですが、少しずつでも目標が達成できるように頑張りたいと思います。



希望の園
生活支援員 濱崎 力

Q1. 趣味や特技を教えてください。

趣味は、被写体や風景の写真を撮ることです。旅行に行くのも好きです。

Q2. 休日は何をして過ごしていらっしゃいますか？

休みの日は、ドライブでその日の気分に合わせて遠くに出かけるなどしています。

Q3. 夢や目標、目指す職員像を教えてください。

資格は、保育士を持っています。学生時代に障害について学んできたので、学んだことを支援に生かすため、利用者様との信頼関係を徐々に増やせるよう頑張っていきたいです。



とまと
生活支援員 松本 日向子

Q1. 趣味や特技を教えてください。

趣味は、読書と散歩をすることです。特技は絵を描くことで、中学校～高校生まで美術部に所属しておりました。

Q2. 休日は何をして過ごしていらっしゃいますか？

休日は、読書をよくしています。

Q3. 夢や目標、目指す職員像を教えてください。

利用者の皆様、ご家族の皆様が安心してこの人なら任せられると思える職員を目指していけるよう、日々努力していきたいと思っています。そのために、資格取得に向け頑張っていきます。

令和5年度 社会福祉法人鹿児島市手をつなぐ育成会事業運営方針

法人の経営理念から

【目的】

鹿児島市に暮らす知的・発達障害児(者)をはじめ、全ての障害のある方々が、人として豊かに生活できるようにその権利擁護に努めるとともに、生き生きと暮らせる共生社会の実現をめざして福祉サービスの充実と活性化を図る。

【理念】

権利擁護	共生社会の実現	地域貢献	生涯支援
全ての障害のある方々が、人として豊かに生活できるようにその権利擁護に努めます。	適正な療育・教育の機会均等、就労・所得保証等障害のあるなしにかかわらず生き生きと暮らせる社会の実現に努めます。	日々の活動を積極的に地域で行うことで、障害のある方々への理解・啓発を図るとともに地域福祉のニーズに応えるよう努めます。	乳幼児期から高齢期までの障害のある方々及び家族のための相談、福祉サービスの充実と努めます。

法人の継続的な取組から（令和4年度の運営方針）

- 1 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底
- 2 育成会運動体の業務推進
- 3 将来構想実現に向けた経営基盤の安定
- 4 将来構想に基づく施設整備計画の推進
- 5 人材育成
- 6 育成会組織の再構築とガバナンスの強化
- 7 働き方改革による業務改善と効率化
- 8 人権尊重に基づく支援と虐待防止、特色ある施設運営の推進
- 9 地域連携

法人を取り巻く今日的な課題から

- 1 新型コロナウイルス感染防止対策の充実と推進
・感染防止と感染拡大防止対策
- 2 コロナ禍や会員の高齢に伴う新たな運動体のあり方
・感染症対策を踏まえた家族会の実施と会員の高齢に伴う活動の精査
- 3 各拠点の経営安定化及び将来構想に基づく施設整備計画
- 4 事業改善や効率化等の方略による経営基盤安定化
- 5 法人における人材の確保・人材育成
・職員の意欲を高める人事考課制度の改善及び処遇への反映
- 6 法人組織の再構築及び情報共有の推進
- 7 業務改善への効率化と環境づくり
- 8 虐待防止委員会や小委員会の機能化と実働化
・虐待事前防止につながる取組の推進
- 9 感染症発生時や自然災害時のBCPに基づく対応
・各事業所における研修及び訓練の実施
・事務局と各事業所との連携、協同に基づく対応
- 10 新型コロナ禍における交流活動の推進

令和5年度事業運営方針

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症が市民生活や経済活動を脅かし、法人においては、施設の一時閉鎖など多大な影響を受けました。

新型コロナウイルス感染症は第5類感染症に移行することとなりますが、法人では、引き続き感染症対策の徹底に努めながら、コロナ後を見据え、障害者本人の願いや意思決定に基づく心豊かな生活が送れるよう、本人の意思や願いを中心にして、会員と職員が連携と協力を図りながら事業を推進してまいります。

1 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

- (1) 感染防止対策の徹底と感染症発生時の感染拡大防止対策に取り組みます。
- (2) 感染症発生時の業務継続計画(BCP)をもとに、非常時下を見据えての研修及び訓練に取り組みます。

2 育成会運動体の業務推進

- (1) 障害者自身が主体性をもち、自主的・積極的に社会活動に参加できるようにするために、全ての人が住みよい共生社会実現に向けて運動を推進します。

- (2) 会員と法人が協力して公益事業等を実施し、障害者の福祉の向上を図ります。
- (3) 障害者の人権を尊重し、差別や虐待を根絶するための啓発活動を実践します。
- (4) 運動体としての組織の拡充に努め、コロナ禍や会員の高齢化に伴う新たな運動を推進します。

3 将来構想に基づく経営基盤の安定、施設整備計画の推進

- (1) 第Ⅱ期将来構想において実施した事業の安定的な経営を図り、第Ⅲ期将来構想を策定いたします。
- (2) 第Ⅲ期将来構想の策定をしながら、中・長期的な展望に立った予算を立案します。
- (3) 第Ⅲ期将来構想の中で新たな事業展開、事業所整備等の検討・計画作りを行います。(北部の事業経営安定、ふもとの整備、就労B・入所支援の新たな展開等)。
- (4) 魅力的で特色あるサービスの提供やICTを活用しての発信をととして、利用者の増員を図ります。
- (5) 各拠点・事業所の報酬請求・加算取得状況・要件について、事務局と共に確認し過誤請求の防止、加算取得へつなげていきます。
- (6) 年度途中に各拠点・事業所における利用状況や予算執行状況、報酬請求状況を確認し、経営改善のための方略を検討・推進します。
- (7) 会計・請求事務等の事務研修の充実により事務職員の専門性を高め、適正で効率的な事務を推進します。

4 人材育成

- (1) キャリアパス(6段階)の明確化を図り、段階的研修を計画的に推進し職員の資質向上、後継者育成に努めます。
- (2) 人事考課制度の検証及び改善を行いながら処遇への反映に活かし、職員の勤労意欲を高め職場定着を図ります。
- (3) 法人の魅力や組織、業務内容を分かりやすく伝えて採用につなげるとともに、国家資格取得や各管理責任者の資格取得を勧め、事業所における積極的な人員配置を行います。

5 育成会組織の再構築とガバナンスの強化

- (1) 法人における人事管理や請求事務のほか経営の一元化を図り、組織としてガバナンスを強化します。
- (2) 法人の運営方針や人事、経営等の方向を定める経営戦略会議を設けるとともに、各取組を具体化するためのプロジェクトチーム(PT)を編成し推進します。
- (3) ICTを積極的に活用し、拠点・事業所間の情報共有と業務改善を図ります。

6 働き方改革による業務改善と効率化

- (1) 法人における行動計画を策定し、休暇や年休の計画的な取得を行います。
- (2) タブレット端末を活用した支援記録の作成や利用者に関する情報共有を図り、効率的で有効な支援を行います。
- (3) 支援会議や面接、研修などリモートによる開催を積極的に導入し、移動時間を削減して会議等の効率化を図ります。

7 人権尊重に基づく支援と虐待防止の推進

- (1) 利用者の思いや願い、自己選択・自己決定を大切にされた支援に取り組みます。
- (2) 各事業所で設置した虐待防止小委員会の機能化と実働化を図り、積極的な虐待防止に取り組みます。
- (3) 人権尊重、虐待防止の研修の推進とともに、ご家族が事業所の取組を評価する中で人権尊重に基づく支援と虐待防止の更なる強化を図ります。

8 地域連携

- (1) 地域住民の施設参観や地域人材活用など感染防止対策に配慮して利用者との交流を図ります。
- (2) 施設利用者や法人職員の地域行事の積極的な協力と参加を図り、地域に開かれた施設経営を推進します。
- (3) 感染防止対策に配慮しながら地域を巻き込んだ行事を企画・運営し障害者への理解・啓発を図ります。
- (4) 高等部生徒の産業現場等における実習を積極的に受け入れるとともに、事業所・学校との意見交換の場を設定し、相互理解、連携を深めていきます。

令和4年度の決算が去る令和5年6月23日（金）の定時評議員会において承認されたのでご報告致します。

(単位：円)

貸借対照表

資産の部												
科 目	社会福祉事業会計	本 部	希望の園	育成センターコスモス	石谷の郷	第二コスモス	とまと	ふもと	仁田尾の郷	公益事業	内部取引/消去	総 計 (社会福祉+公益)
流動資産	533,938,755	14,848,719	81,271,360	73,087,701	129,734,106	110,044,348	59,014,267	29,353,184	36,585,070	9,252,679	0	543,191,434
基本財産	1,070,628,102	2,000,000	148,937,773	69,764,858	443,016,072	285,929,336	27,832,079	0	93,147,984	0	0	1,070,628,102
その他の固定資産	458,522,693	313,623	13,226,589	27,515,037	32,540,144	33,048,196	6,825,889	9,850,087	335,203,128	58,013	0	458,580,706
資産の部合計	2,063,089,550	17,162,342	243,435,722	170,367,596	605,290,322	429,021,880	93,672,235	39,203,271	464,936,182	9,310,692	0	2,072,400,242

負債の部												
流動負債	124,146,210	6,655,189	14,893,636	7,383,449	41,509,278	13,289,110	10,025,788	3,957,670	26,432,090	862,286	0	125,008,496
固定負債	801,990,330	0	50,869,099	5,090,147	290,684,687	12,049,664	31,349,198	3,400,232	408,547,303	0	0	801,990,330
負債の部合計	926,136,540	6,655,189	65,762,735	12,473,596	332,193,965	25,338,774	41,374,986	7,357,902	434,979,393	862,286	0	926,998,826
基本金	202,305,425	2,000,000	0	75,439,421	500,000	124,366,004	0	0	0	0	0	202,305,425
国庫補助金等特別積立金	218,137,916	0	0	27,063,375	131,060,297	60,014,244	0	0	0	0	0	218,137,916
その他の積立金	13,735,000	0	0	11,735,000	0	2,000,000	0	0	0	0	0	13,735,000
次期繰越活動増減差額	702,774,669	8,507,153	177,672,987	43,656,204	141,536,060	217,302,858	52,297,249	31,845,369	29,956,789	8,448,406	0	711,223,075
純資産の部合計	1,136,953,010	10,507,153	177,672,987	157,894,000	273,096,357	403,683,106	52,297,249	31,845,369	29,956,789	8,448,406	0	1,145,401,416
負債及び純資産の部合計	2,063,089,550	17,162,342	243,435,722	170,367,596	605,290,322	429,021,880	93,672,235	39,203,271	464,936,182	9,310,692	0	2,072,400,242

資金収支計算書

事業活動収入	956,580,853	522,228	161,746,450	96,953,564	278,634,162	208,769,868	108,884,494	55,073,601	45,996,486	5,801,752	0	962,382,605
事業活動支出	883,724,119	11,472,004	134,585,755	95,353,416	246,139,614	169,394,109	107,259,352	54,807,822	64,712,047	8,812,830	0	892,536,949
事業活動資金収支差額	72,856,734	△ 10,949,776	27,160,695	1,600,148	32,494,548	39,375,759	1,625,142	265,779	△ 18,715,561	△ 3,011,078	0	69,845,656
施設整備等収入	200,107,000	0	60,000	10,000,000	0	0	47,000	0	190,000,000	0	0	200,107,000
施設整備等支出	322,920,022	0	2,783,930	420,750	19,912,000	3,439,810	1,800,000	0	294,563,532	0	0	322,920,022
施設整備等資金収支差額	△ 122,813,022	0	△ 2,723,930	9,579,250	△ 19,912,000	△ 3,439,810	△ 1,753,000	0	△ 104,563,532	0	0	△ 122,813,022
その他の活動収入	62,658,332	15,000,000	0	416,481	0	60,049,299	2,162,625	29,927	60,000,000	3,000,000	△ 75,000,000	62,658,332
その他の活動支出	13,753,128	3,000,000	1,556,036	1,325,884	3,180,201	76,980,410	1,090,501	436,019	1,184,077	4,165	△ 75,000,000	10,757,293
その他の活動資金収支差額	48,905,204	12,000,000	△ 1,556,036	△ 909,403	△ 3,180,201	△ 16,931,111	1,072,124	△ 406,092	58,815,923	2,995,835	0	51,901,039
当期資金収支差額合計	△ 1,051,084	1,050,224	22,880,729	10,269,995	9,402,347	19,004,838	944,266	△ 140,313	△ 64,463,170	△ 15,243	0	△ 1,066,327
前期末支払資金残高	482,110,629	7,143,306	51,156,995	58,434,257	106,834,481	82,250,400	53,344,213	26,435,827	96,511,150	8,405,636	0	490,516,265
当期末支払資金残高	481,059,545	8,193,530	74,037,724	68,704,252	116,236,828	101,255,238	54,288,479	26,295,514	32,047,980	8,390,393	0	489,449,938

事業活動収支計算書

サービス活動収益	937,176,968	500,000	160,264,580	93,221,825	276,422,292	199,997,541	107,521,807	54,214,481	45,034,442	5,737,708	0	942,914,676
サービス活動費用	927,529,838	11,571,060	140,224,921	100,861,416	262,367,344	177,040,335	107,278,476	56,039,648	72,146,638	8,875,125	0	936,404,963
サービス活動増減差額	9,647,130	△ 11,071,060	20,039,659	△ 7,639,591	14,054,948	22,957,206	243,331	△ 1,825,167	△ 27,112,196	△ 3,137,417	0	6,509,713
サービス活動外収益	19,403,886	22,228	1,481,870	3,731,739	2,211,870	8,772,327	1,362,687	859,121	962,044	64,044	0	19,467,930
サービス活動外費用	5,195,021	0	222,812	0	1,832,930	0	127,847	0	3,011,432	0	0	5,195,021
サービス活動外増減差額	14,208,865	22,228	1,259,058	3,731,739	378,940	8,772,327	1,234,840	859,121	△ 2,049,388	64,044	0	14,272,909
経常増減差額	23,855,995	△ 11,048,832	21,298,717	△ 3,907,852	14,433,888	31,729,533	1,478,171	△ 966,046	△ 29,161,584	△ 3,073,373	0	20,782,622
特別収益	106,997	15,000,000	59,999	114,655	1,502,848	246,751	113,757	0	60,618,400	3,000,000	△ 77,549,413	106,997
特別費用	3,500,000	3,000,000	0	1,100,199	331,711	75,000,000	231,752	0	1,385,751	0	△ 77,549,413	500,000
特別増減差額	△ 3,393,003	12,000,000	59,999	△ 985,544	1,171,137	△ 74,753,249	△ 117,995	0	59,232,649	3,000,000	0	△ 393,003
当期活動増減差額	20,462,992	951,168	21,358,716	△ 4,893,396	15,605,025	△ 43,023,716	1,360,176	△ 966,046	30,071,065	△ 73,373	0	20,389,619
前期繰越活動増減差額	622,311,677	7,555,985	156,314,271	48,549,600	125,931,035	200,326,574	50,937,073	32,811,415	△ 114,276	8,521,779	0	630,833,456
当期末繰越活動増減差額	642,774,669	8,507,153	177,672,987	43,656,204	141,536,060	157,302,858	52,297,249	31,845,369	29,956,789	8,448,406	0	651,223,075
その他の積立金取崩額	60,000,000	0	0	0	0	60,000,000	0	0	0	0	0	60,000,000
その他の積立金積立額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
次期繰越活動増減差額	702,774,669	8,507,153	177,672,987	43,656,204	141,536,060	217,302,858	52,297,249	31,845,369	29,956,789	8,448,406	0	711,223,075

社会福祉法人 鹿児島市手をつなぐ育成会

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること、また、児童が心身ともに健やかに育成されることを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 特定相談支援事業の経営

(ハ) 障害児相談支援事業の経営

(ニ) 障害児通所支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人鹿児島市手をつなぐ育成会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県鹿児島市清和1丁目2番2号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が350,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構 成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員)の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうちから必要に応じて業務執行理事を選定することができる。

(役員)の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事)の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第23条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の同意を経て、評議員会の承認を受け、理事長が委嘱する。

3 顧問は理事長の諮問に応じ理事会に出席して、助言又は意見を述べることができる。

第5章 会員

(会員)

第24条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該会議に出席した理事長及び監事は議事録に記名押印するものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 2,000,000 円

(2) 鹿児島県鹿児島市犬迫町 11234 番所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建

育成センターコスモス園舎 1 棟 (846.07 m²)

(3) 鹿児島県鹿児島市犬迫町 11234 番所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建

第二コスモスの園舎 (979.57 m²)

(4) 鹿児島県鹿児島市犬迫町 11234 番所在の育成センターコスモスの敷地 (8,480.45 m²)

(5) 鹿児島県鹿児島市東谷山五丁目 8 番 21 の土地 (131.28 m²)

(6) 鹿児島県鹿児島市石谷町 1247 番 1 の土地 (599.36 m²)

(7) 鹿児島県鹿児島市石谷町 1247 番 1

児童福祉施設 木造スレート葺 2 階建 (151.16m²)

付属建物符号 1 児童福祉施設 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 (20.24 m²)

(8) 鹿児島県鹿児島市犬迫町 11234 番地所在の鉄骨造陸屋根・2 階建 第二コスモス多目的棟 (266.00 m²)

(9) 鹿児島県鹿児島市犬迫町 11234 番地の 4

作業所 木造セメントかわらぶき平家建 (45.03m²)

焼窯場 軽量鉄骨造スレートぶき平家建 (11.70m²)

(10) 鹿児島県鹿児島市犬迫町 11233 番の土地 (33 m²)

(11) 鹿児島県鹿児島市石谷町 1122 番 1 の土地 (1,700 m²)

鹿児島県鹿児島市石谷町 1122 番 2 の土地 (739 m²)

鹿児島県鹿児島市石谷町 1122 番 13 の土地 (131 m²)

鹿児島県鹿児島市石谷町 1122 番 14 の土地 (13 m²)

鹿児島県鹿児島市石谷町 1123 番 2 の土地 (1,076 m²)

鹿児島県鹿児島市犬迫町 10642 番 10 の土地 (11 m²)

(12) 鹿児島県鹿児島市石谷町 1122 番 4 の土地 (20 m²)

鹿児島県鹿児島市石谷町 1122 番 16 の土地 (81 m²)

鹿児島県鹿児島市石谷町 1122 番 17 の土地 (9.05 m²)

鹿児島県鹿児島市犬迫町 10642 番 5 の土地 (1.33 m²)

鹿児島県鹿児島市犬迫町 10642 番 11 の土地 (53 m²)

鹿児島県鹿児島市犬迫町 10642 番 12 の土地 (9.17 m²)

鹿児島県鹿児島市犬迫町 10642 番 13 の土地 (118 m²)

鹿児島県鹿児島市犬迫町 10642 番 14 の土地 (12 m²)

(13) 鹿児島県鹿児島市星ヶ峯一丁目 3124 番地 81 の土地 (202.13 m²)

(14) 鹿児島県鹿児島市星ヶ峯一丁目 3124 番地 81

養護所 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 (158.17m²)

(15) 鹿児島県鹿児島市石谷町 1122 番地 1・2・13、1123 番地 2

養護所・児童福祉施設 鉄骨造陸屋根 2 階建

(1 階 649.08 m² 2 階 309.93 m²)

グループホーム(附属建物) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 (488.04m²)

(16) 鹿児島県鹿児島市清和四丁目 1452 番 1 及び 7 の土地 (351.48 m²)

- 児童福祉施設 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
(1階 170.38m² 2階 42.23 m²)
- (17) 鹿児島県鹿児島市清和一丁目 1175 番 4 の土地
(742.13 m²)
- (18) 鹿児島県鹿児島市清和一丁目 1175 番地 4
社会福祉施設 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
(326.78m²)
附属建物符号 1 物置 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
(20.33m²)
- (19) 鹿児島県鹿児島市石谷町 1561 番 1 の土地 (2528.87 m²)
鹿児島県鹿児島市石谷町 1572 番の土地 (1474 m²)
鹿児島県鹿児島市石谷町 1573 番 10 の土地 (74 m²)
持分 6 分の 2 鹿児島県鹿児島市石谷町 1576 番 3 の土地
(18m²)
持分 2 分の 1 鹿児島県鹿児島市石谷町 1577 番 4 の土地
(0.70m²)
持分 2 分の 1 鹿児島県鹿児島市石谷町 1577 番 5 の土地
(81m²)
持分 2 分の 1 鹿児島県鹿児島市石谷町 1580 番 2 の土地
(74m²) 持分 2 分の 1
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。
(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鹿児島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鹿児島市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を鹿児島市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく鹿児島市長に届け出るものとする。

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類
(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 8 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 子育て支援事業
- (2) 就労・自立支援事業
- (3) スポーツ活動事業
- (4) その他公益を目的とする事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 9 章 解散

(解散)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合には、残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 41 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島市長に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、社会福祉法人鹿児島市手をつなぐ育成会の掲示場に掲示するとともに、機関誌「会報」、官報、新聞又は電子公告に記載して行う。

(施行細則)

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

知的障がい児者・自閉症児者の 生サポは 家族の安心を支えます

●日常生活に関する相談支援

●就労に関する相談支援

●権利擁護に関する相談支援

の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

主な補償内容

病気やケガで入院したとき
入院給付金

賠償責任を負ったとき
個人賠償責任保険金

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき
弁護士費用等補償
※プランによって補償します

病気で死亡したとき
疾病葬祭費用保険金
※プランによって補償します

就労中に他人にケガをさせたり
物を壊してしまったとき
職業従事中事故対応費用補償
※プランによって補償します

※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や自閉症児者への保険の販売において、30年以上の実績があります。

生活サポート総合補償制度は…

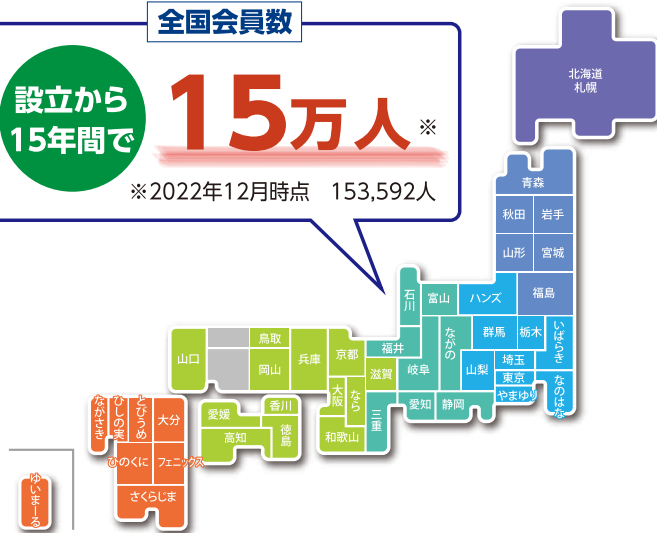
全国で約15万人のみなさまに
ご利用いただいている補償制度です。

全国会員数

設立から
15年間で

15万人※

※2022年12月時点 153,592人



AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者

ジェイアイシー九州 南九州支店

〒860-0843 熊本市中央区草葉町4-20
富士火災熊本ビル6階
TEL: 096-288-2243 FAX: 096-288-2297
受付時間: 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

福岡支店

〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-35 富士火災福岡ビル
TEL: 092-718-7000
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご入会のお問合せはこちら

さくらじま知的障害児者生活サポート協会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1-7
鹿児島県知的障害者福祉協会内
TEL: 099-256-6796 FAX: 099-250-9358
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

特集：鹿児島県立鹿児島南特別支援学校

鹿児島県立鹿児島南特別支援学校 が開校しました。



開校の御挨拶

鹿児島県立鹿児島南特別支援学校

校長 芝原 一郎

鹿児島県立鹿児島南特別支援学校は、令和4年7月21日に設置され、翌令和5年4月1日に開校しました。開校に当たっては、4月6日に開校式を、同19日に鹿児島県知事をはじめ多数の関係者の御臨席の下、開校記念式典を執り行い児童生徒とともに喜びを分かち合いました。

本校は小学部、中学部、高等部から構成され、令和5年3月に廃止となった桜丘養護学校に加え、鹿児島養護学校、武岡台養護学校、鹿児島市南部地域

の新学齢児や小・中学校からの児童生徒で構成され、児童生徒数342名（75学級）、教職員数184名（看護師、非常勤講師等を含む）で新たな歴史の第一歩を踏み出すことができました。この日に至ったのは、各方面の関係の方々のご努力・ご支援・ご協力の賜であると深く感謝しております。

広大な敷地に建つ校舎には、地域との交流が可能な喫茶実習室、教室内に設置された多目的トイレ、桜丘養護学校にはなかった温水プール、床暖房を備えた体育館と教室、安全とゆとりの幅広い廊下、多様な活動につながる作業学習室などがあり、いずれも児童生徒の学習意欲や参加意欲につながるとともに安心安全な活動を可能にし、多様性と持続可能性を追求した教育活動の展開が期待されます。

これから、「高く 広く 豊かに」の校訓を踏まえ、「人権を尊重した教育のもと、一人一人の良さや可能性を伸ばし、豊かな生活や自立と社会参加に向けて主体的に生き抜く力を身につける児童生徒を育成する。」という学校教育目標を具現化すべく、全職員一丸となって学校教育活動に取り組んで参ります。今後ともなお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。





題字：キッズステーション星ヶ峯
仁田尾 陽葵様

児童発達支援



ボールプール



風船あそび



小麦粉ねんどあそび



新聞紙あそび



制作活動



公園あそび



トンネル



お絵かき



吹き絵

きぼう学舎 午前のスケジュール

9:30	登園、身支度、トイレ
9:40	自由遊び
9:50	始めの会
10:00	活動
10:30	トイレ、自由遊び
10:50	終わりの会
11:00	送迎車出発

きぼう学舎 午後のスケジュール

14:00	登園、身支度、トイレ
14:10	自由遊び
14:30	始めの会
14:35	活動
15:15	トイレ、おやつ、歯磨き
15:30	自由遊び
15:50	終わりの会
16:00	送迎車出発

わくわくコスモス 午前のスケジュール

~10:00	登園、健康観察、支度
10:00	自由遊び、始めの会
10:25	活動
10:50	食事指導、歯磨き、更衣指導
11:20	自由遊び、降園準備
11:50	終わりの会
12:00	送迎車出発

わくわくコスモス 午後のスケジュール

~14:00	登園、健康観察、支度
14:00	自由遊び
14:20	始めの会
14:30	活動
15:10	おやつ、歯磨き
15:45	終わりの会
16:00	送迎車出発

放課後等デイサービス



おやつづくり (スフレパンケーキ)



芋の苗植え



レクリエーション (スコットボール)



科学館



川遊び



調理体験



プール活動



旗揚げゲーム



園外活動

きぼう学舎 1日のスケジュール



~16:25	手洗い、消毒、健康観察、宿題、自由遊び
16:25	始めの会
16:30	おやつ
16:50	活動
17:30	トイレ、帰りの準備
17:40	終わりの会
18:00	送迎車出発

※ 土曜日及び長期休業中 9:00~15:00の活動になります。

わくわくコスモス 1日のスケジュール



~15:30	登園、健康観察、手指消毒、更衣
16:00	始めの会、自由遊び、宿題
16:30	活動、クラブ活動、おやつ作り等
17:00	おやつ、片付け
17:30	終わりの会
18:00	送迎車出発

※ 土曜日及び長期休業中 9:00~15:00の活動になります。

キッズステーション星ヶ峯 1日のスケジュール



~16:00	登園、健康観察、手洗い、消毒等、自由遊び
16:10	始めの会
16:20	おやつ
16:40	活動
17:20	自由遊び
17:45	終わりの会
18:00	送迎車出発

※ 土曜日及び長期休業中 9:00~15:00の活動になります。

きぼう学舎 (児童発達支援・放課後等デイサービス)
鹿児島市清和 4 丁目 5-12 TEL 099-298-5474

わくわくコスモス (児童発達支援・放課後等デイサービス)
鹿児島市石谷町 1122-1 TEL 099-278-1148

キッズステーション星ヶ峯 (放課後等デイサービス)
鹿児島市星ヶ峯 1 丁目 3-1 TEL 099-264-3090

送迎も承っています。ご相談・お問い合わせ等、気軽にご連絡
ください！専門員が親身に対応させていただきます！

グループホーム陽々

当法人の日中サービス支援型共同生活援助事業としては2か所目となる「グループホーム陽々」が、令和5年3月1日に1ユニット開業、令和5年4月1日から2ユニットによる全面開業いたしました。1ユニットは、定員10名で、各ユニットに短期入所事業1部屋を併設しております。名称は、名称選考の委員会を開催し、1か所目のグループホーム悠々に雰囲気을合わせ、また、日の光が燦爛と降り注ぐような暖かな感じのする名前をとということから決めました。グループホーム悠々に住まれていた5名の方と、新たに15名の皆様の20名の方が御利用されております。現在は、利用者の皆様もグループホームでの生活にも慣れて、日中は、これまで利用されてきた事業



所に通うことができているので、落ち着いて生活されています。

短期入所事業も、おかげさまで、御利用される方も多く、また、新規の利用契約を結ばれる方も増えております。御連絡いただければ、いつでも見学できますので、グループホーム陽々まで御連絡いただければと思います。

今後も、暖かな家庭と感じていただけるような支援を心がけていきたいと思っております。



グループホーム陽々

問い合わせ先：099-298-1072

担当スタッフプロフィール

坂元 一皇（副施設長・サービス管理責任者）

趣味・特技：体を動かすこと

休日の過ごし方：子どもの部活動の応援

編集後記

2023年度が始まり、「グループホーム陽々」が全面開業するなど、育成会も新しい体制づくりを進めています。手をつなぐ第27号では、たくさんの意見を出し合って本誌が完成しました。今後も、掲載する情報はもちろんですが、読者の皆様にとって心地よい誌面づくりを心掛けていきたいと思っております。

育成会たより第27号の発行にあたり、玉稿をお寄せいただいた皆様に心より感謝申し上げます。

寄附者のご紹介

九州電力生活協同組合様

匿名希望 2件

皆様の温かいご支援に心から感謝申し上げます。

第三者委員会実施報告【令和5年3月24日（金）】

鹿児島市手をつなぐ育成会では、提供サービスの質のさらなる向上を目的として、第三者委員同席のもと、第三者委員会を実施しています。また、令和4年度からは、虐待防止に関する取り組み（虐待防止委員会）を開催し、相談・苦情や事故・ヒヤリハット事例の共有・改善点の検討を協議いたしました。

令和4年度鹿児島市手をつなぐ育成会 相談・苦情件数 相談 0件 苦情 10件

編集・発行  社会福祉法人 鹿児島市手をつなぐ育成会

〒891-0102 鹿児島市星ヶ峰2-1-1 鹿児島市知的障害者福祉センター2F（ふれあい館） Tel 099-264-8725 Fax 099-296-8180

希望の園 / 育成センターコスモス / 石谷コスモス / 第二コスモス / とまと / ふもと / しんびお松元 / 相談支援センター育成会
さくらホーム / グループホーム悠々 / グループホーム陽々 / きぼう学舎 / わくわくコスモス / キッズステーション星ヶ峰



ホームページアドレス
<http://tewotsunagu.org/>

 この広報紙（てをつなぐ）は、赤い羽根共同募金の助成を受けて発行しております。